

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県保育所等環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 認可外保育施設におけるICT化推進等事業

(2) 認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策事業

(3) 認可外保育施設における性被害防止対策事業(4) 保育環境向上等事業(5) 熱中症対策事業(6) 障害児受入促進事業(7) 感染症対策のための改修整備等事業(8) 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

(補助の条件)

第6条

(1) ～(10)略

(11) 補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。(12) 略(13) 略(14) 略(15) 略(16) 略

第7条～第16条 略

附 則

1 この要綱は、令和8年10月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第13号ウからキまで、第15号及び第16号、第10条第2項並びに第12条から第14条までの規定は、同日以降もなお

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 認可外保育施設におけるICT化推進等事業

(2) 認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策事業

追加(3) 保育環境向上等事業(4) 熱中症対策事業(5) 障害児受入促進事業(6) 感染症対策のための改修整備等事業追加

(補助の条件)

第6条

(1) ～(10)略

追加(11) 略(12) 略(13) 略(14) 略(15) 略

第7条～第16条 略

附 則

1 この要綱は、令和7年10月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第14号及び第15号、第10条第2項並びに第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有

新

その効力を有するものとする。

削除

旧

するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

新

旧

別表第1（第3条、第4条関係）

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
略				
<u>認可外保育施設における性被害防止対策事業</u>	<u>認可外保育施設設置者（高知市に所在するものを除く。）</u>	<u>1施設当たり</u> <u>100,000円</u>	<u>認可外保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金</u>	<u>4分の3</u>
略				
<u>病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業</u>	<u>市町村（高知市を除く。）</u>	<u>1施設当たり</u> <u>1,029,000円</u>	<u>病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）備品購入費、負担金、補助金及び交付金</u>	<u>3分の2</u>

別表第2（第6条、第12条関係） 略

別表第1（第3条・第4条関係）

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
略				
新規				
略				
新規				

別表第2（第6条、第12条関係） 略